

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	市税等の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、市税等の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県北茨城市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税等の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法等に基づき市税(県民税及び森林環境税を含む)、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(「市税等」という。)の徴収事務を行っている。 ①市税等の収納管理に関する事務 ②市税等の納付の受託に関する事務 ③市税等の口座振替に関する事務 ④市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事務 ⑤市税等の督促に関する事務 ⑥市税等の滞納処分に関する事務 ⑦市税等の猶予等に関する事務 ⑧市税等の欠損に関する事務 ⑨市税等の不服申立てに関する事務
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、統合宛名システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、国民健康保険税システム、バックアップシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル 4. 共通宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表の24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
――	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	収納課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

収納課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[委託しない]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[提供・移転しない]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		市税等の徴収に関する事務では、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベース入力、特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管、個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄などの局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている
判断の根拠	システムにて情報照会が可能な職員はICカード及びパスワード認証によりアクセス制限を実施している。また、定期的なアクセスログの確認や年度ごとにアクセス可能な職員は更新されている。アクセス権限を持った職員に対しては、離席時のログアウトや目的外利用の禁止を徹底的に呼びかけている。以上のことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I-1-②事務の概要	<p>地方税法等に基づき固定資産税・都市計画税、軽自動車税、個人市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収事務を行っている。</p> <p>①市税等の収納管理に関する事務 ②市税等の納付の受託に関する事務 ③市税等の口座振替に関する事務 ④市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事務 ⑤市税等の督促に関する事務 ⑥市税等の滞納処分に関する事務 ⑦市税等の猶予等に関する事務 ⑧市税等の欠損に関する事務 ⑨市税等の不服申立てに関する事務</p>	<p>地方税法等に基づき市税(県民税及び森林環境税を含む)、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(「市税等」という。)の徴収事務を行っている。</p> <p>①市税等の収納管理に関する事務 ②市税等の納付の受託に関する事務 ③市税等の口座振替に関する事務 ④市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事務 ⑤市税等の督促に関する事務 ⑥市税等の滞納処分に関する事務 ⑦市税等の猶予等に関する事務 ⑧市税等の欠損に関する事務 ⑨市税等の不服申立てに関する事務</p>	事後	
令和7年10月31日	I-3 法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1号 別表第一第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表の24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	事後	
令和7年10月31日	I-4 法令上の根拠	<p>【情報の提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令に定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項</p>	事後	
令和7年10月31日	I-9 規則第9条第2項の適用	※項目なし	※追加	事後	様式の変更
令和7年10月31日	II-1 いつ時点の計算か	令和3年1月27日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月31日	II-2 いつ時点の計算か	令和3年1月27日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IV-8 人手を介在させる作業	※項目なし	<p>十分である</p> <p>市税等の徴収に関する事務では、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベース入力、特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管、個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄などの局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事後	様式の変更
令和7年10月31日	IV-9 最も優先度が高いと考えられる対策	※項目なし	<p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>十分である</p> <p>システムにて情報照会が可能な職員はICカード及びパスワード認証によりアクセス制限を実施している。また、定期的なアクセスログの確認や年度ごとにアクセラブル可能な職員は更新されている。アクセス権限を持った職員に対しては、離席時のログアウトや目的外利用の禁止を徹底的に呼びかけている。以上のことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事後	様式の変更